

発行所(郵便番号100)  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel(212)4007-1447  
編集責任者 高須裕三  
印刷所 関東図書株式会社  
定価50円(年間講読料500円)  
1971年10月1日発行  
第3巻 第10号  
(毎月1回1日発行)  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 3 No. 10

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## 1,500人の環境学者と200の会社が参加 大気汚染と騒音抑制に関する会議と展示会

Big air and noise control conference and exhibition



エルミヤ国際大気汚染騒音抑制展の会場風景の一部



東京体育館での最終戦で、シュートの直前のパスを受けるゼーガスタード選手。

イェンシェピンで9月初めエルミヤ国際大気汚染騒音抑制展が開かれ、10ヶ国から200社以上の会社が参加して環境保全のための装置やシステムの展示を行なった。同時に、産業による大気汚染

および騒音のコントロールに関する8つの会議が開かれ、20ヶ国の環境学者約1,500人が参加して討議をくりひろげた。

展示会はスウェーデン産業連盟会長アクセル・イヴェロス氏の手で開幕され、空気浄化装置、集塵機器、騒音防止装置およびそれらを装備した産業機器など多数が展示された。スウェーデン最大のベンチレーション設備と空気処理装置のメーカーであるスベンスカ・フレクトファブリケン社は、住宅地区での廃棄物ダクトの新しい真空輸送システムを、第二の大手パーコ・ベンチレーション社はアメリカの宇宙研究所で月面物質の分析に用いている塵分離および煙道内のガス浄化計画などを展示した。

会議のテーマには、製鉄、パルプ産業、火力と原子力発電による大気汚染問題、工場や機械による騒音問題、その他産業上の安全性測定問題などがとりあげられた。

### 日瑞国際親善ハンドボール大会開催

Japan-Sweden handball match.

日本・スウェーデン国際親善ハンドボール大会が、スウェーデンのナショナルチームを迎えて9月4日から18日の間に、東京、大阪、四日市、熊本などで行なわれ、全日本、関東学生、本田技研、全熊本の各チームが対戦した。日本チームは大阪市中央体育館での全日本が第4戦をものにしただけで善戦および、通算成績1勝6敗。

7人制ハンドボールは、冬の氷と雪に閉ざされる北欧諸国にとって、インドアのウィンタースポーツとして重要な位置を占める。チーム数は協会発表で男2,360、女1,020。男女とも最強チームによる全国リーグが行なわれている。来日したナショナルチームは全国リーグのスターによって編成され、その実力は世界最上位にある。来日メンバーは22人のミュンヘンオリンピック候補の中から選ばれた16人。

# スウェーデンの少年刑務所と少年福祉学校 (1)

“ungdomsfängelse och ungdomsvårdsskola i sverige”

東京家庭裁判所調査官 坂 田 仁

Jin Sakata

## 1. はじめに

スウェーデンの非行少年のための処遇施設としては、少年福祉学校と少年刑務所とがある。前者は児童福祉法上の施設であり、後者は刑務所の一種として刑事法上の施設であるが、この両者はともに犯罪少年（前者は主として18歳未満の、後者は主として18歳以上21歳未満の者を各々収容する）の教育・処遇に当るといふ点では同じような機能をいとなんでいる。

かつて宮沢教授は15歳以上17歳以下の少年と18歳以上21歳未満の少年とについて これを児童福祉委員会に委ねるべきか、裁判所に委ねるべきかについての区別の基準は何かという問題提起をされ、結局「管轄の問題は、……少年達を……再び社会に復帰せしめ、有為な人材として生かすかという観点からみれば、実はとるに足らない……問題である」とされつつ、むしろ行政機関と司法機関のチームワークの良さを強調されている。

本稿で私は右の目標の同一性について、スウェーデンにおける犯罪少年の収容処遇施設のあり方を、少年刑務所と、同論文の中では必ずしも明確でなかった少年福祉学校との比較に焦点を合わせながら、考えていきたいと思う。

## 2. 非行少年に対する措置

ところで、本題に入る前にスウェーデンにおける非行少年の処遇体系についてふれておきたい。これは既に前出の宮沢教授の論文はじめあちこちで取扱われているので、ここで特に取上げることもないのであるが、この二つの施設による処遇の背景をなすものとして概観しておきたい。

これらの措置は左に示すように児童福祉法によるものと刑法によるものとに分けられる。

### 1 児童福祉法によるもの

#### (1) 保護措置

- (a) 援助措置
- (b) 勧告と警告
- (c) 生活様式に関する指示
- (d) 観察

#### (2) 公的保護のための措置決定

- (a) 個人の家庭への委託

- (b) 適当な施設への送致

- (c) 少年福祉学校への収容

### 2 刑法によるもの

- (a) 少年拘禁

- (b) 罰金

- (c) 条件付判決

- (d) 児童福祉委員会への引渡 ((1)―(d)又は(1)―(c)の措置を求めるのが普通)

がその主たるものである。

児童福祉法による措置は非行少年に限らず保護を要する状態にある児童に対してなされるもので、少年福祉学校での処遇は、その一部として国が専門的に非行少年を処遇しようとするものである。また逆に、刑法に定められた制裁の体系の中で、少年犯罪者については一般の成人の犯罪者とは別の専門の施設において処遇しようとするのが少年拘禁である。こうして、一方は児童福祉の広い領域の中で「非行・犯罪」へと特殊化され、後者は犯罪者処遇の領域の中から「少年」へと特殊化されて来ているわけである。

一方この双方が、対象とする犯罪少年は、これを全体としてみれば同じものであり、その区分をどうするかというのがニキスト、宮沢の指摘であった。實際上、この区分は年齢を基礎とし、それに要保護性を加味した形でなされている。これは、18歳未満の少年犯罪者に対する公訴の提起、21歳未満の被告人に対する児童福祉委員会送致の裁判を例外として、18歳未満は少年福祉学校で、18歳以上21歳未満の者は少年刑務所という取扱上の原則に示されている。そして、そのいずれの場合にもスウェーデンでは家庭裁判所や少年裁判所がないため、少年犯罪者の取扱いは少年の特質を考慮しつつまず刑事訴訟手続によってなされる。

〔第 1 表〕

	15—17歳	18—20歳	21—24歳	25—39歳	40歳以上
合計	5,671	4,884	707	80	—
起訴放棄人員	275	220	55	—	—
社会的保護引渡	22,218	1,624	4,789	3,843	7,291
刑法上の制裁	22,218	1,624	4,789	3,843	7,291
合計	28,164	6,728	5,551	3,923	7,291

Svenska officiella statistik (Rättsväsen), Brottsligheten, 1964. Statistika centralbyran, stockholm, 1966 による。

### 3. 歴史的考察

名称は別として少年福祉学校は少年刑務所より古い制度であり、我々の関心も犯罪少年、不良少年に対する施設処遇の特殊化からくりひろげられることになる。

少年福祉学校の前身は感化院 (Skyddshem) である。1800年代は世界的に見ても少年保護運動の萌芽が見られた時代である。ニューヨーク州のハウス・オブ・レヒュージ、フランスのメットレイの感化院、ドイツのラウエス・ハウス、日本の池上雪枝の感化院などいずれも1800年代の中頃から後半にかけてその姿を現わしている。そして、これらは全て民間の篤志家の手によって、不幸な境遇から不良少年を救護するために設立、運営されている。

スウェーデンにおいても他の国々と同様にこの時期、1840年にロービー (Råby) に私立の感化院が設立されている。ここでも、当時の感化院の経営は民間の個人或いは財団が行ない、国及び地方公共団体にその責任を負わせることは見るべき効果をあげていなかった。1918年に救貧法改正審議会 (Fattigvårdslagstiftningskommittén) は国王への答申の中で感化院の数を揃えること及び少なくとも特殊な処遇困難児のための国立感化院を設立すべきことを述べている。この委員会は児童福祉について広範な問題を付託されており、その最終的な結論は1924年の旧児童福祉法 (Lag om samhällets barnavård och ungdomsskydd) に結晶した。この法律によって、感化院收容者の年齢上限が15歳から18歳に上り、職業補導の制度がとり入れられ、処遇困難児のための感化院については国が、その他の感化院については地方当局 (landsting) が責任をもつことになった。しかしこの内容はその後充分に実施されず、国は自己の責任を個々の感化院との間の取きめによって辛うじて果し、国立の感化院は未だ設立されなかった。

1930年代になると一つの批判が感化院にむけられている。当時感化院は都市から遠くはなれた田舎にあり、各々の施設は孤立していて、職員との交流もなかった。したがって「感化院の保護基準、補導方法は非常にまちまちであり、各施設間の職員の接触は不完全で、一部の施設では非現代的な補導の方法——体罰——の存続をたすける結果になった」。体罰、とくに鞭の使用は1939年の感化院院長の会議でもとり上げられ、後に正式に禁止さ

れた。また1934年の感化院に関する専門家会議は、15~18歳の者のための国立感化院が設立されていないこと、感化院の收容期間が長いこと、同一施設に年長児と年少児とが同時に收容されているため年長児からの悪影響が年少児に及ぶこと等を指摘し、(1)收容者の教育を効果的にすること、(2)感化院を「学校ホーム」(skolhem)「職業ホーム」(yrkeshem)「家庭学校」(hemskola)に分け、職業補導不能な者を「農業ホーム」(jordbrucks-hem)に收容すること、(3)精神的な偏倚のある少年のための施設としてハル (Hall) の感化院の改善を提案した。これらの提案は議会の承認するところとなり、又最後の提案についてはすすんで国立感化院を初めて設立することで答えた。これが1941年に設立されたレヴスタ (Lövsta) の感化院である。

1930年代はスウェーデンの少年犯罪者の処遇の上に大きい変化のあった時代である。条件付判決に関する法律、少年拘禁に関する法律が出来て、多くの少年が通常の刑罰の領域から外されると同時に、19歳以上21歳未満の少年犯罪者が児童福祉委員会で扱われ、感化院送致の可能性の開けた時代である。

少年拘禁の制度は1912年に遡るといわれるが、我々の前にその明確な姿を明わしたのは1935年の少年拘禁に関する法律による。これは英国のボースタル及びデンマークの *sørbystøgaard* の少年刑務所、特に後者の影響の下に制定されたものである。その制定理由は、(1)従来少年に科せられていた短期自由刑の刑期は短かすぎる、(2)一般の刑務所には18歳ないし21歳の少年犯罪者に対する社会教育的、個別的処遇の可能性がない、(3)施設收容と同じくらいに重要な自由の剝奪を伴わぬ継続的措置を施設処遇の後にも実施する法律上の方法がない、の三点であった。

1942年に感化院に関する調査 (skyddshemsutredning) が実施され、この結果に基づき「生徒の教育」と「生徒の分類基準」とについて感化院の組織の再編成が提案された。この提案にそって、(1)感化院 (skyddshem) の名称を廃し skola tillhörande barna- och ungdomsvården「児童及び少年の保護学校」と改称すること、(2)「職業ホーム」(yrkeshem)は「職業学校」(yrkeshskola)と改称すること、(3)児童福祉委員会の負担していた費用を国庫負担とすること、(4)右の「学校」の監督を全て社会庁に移し、新たに学校局を

社会庁内に設置すること等が議会によって承認され、学校施設の全体が社会庁の指導下におかれた。この組織構造上の変化は考え方の変化をもたらし、治療教育の方向が決定づけられた。即ち、「不良行為はあやまった成長の一徴候としてとらえられ、その原因を探求して問題点を除去することが目的となる。学校内での処遇の雰囲気と職員生徒間の情緒的關係とが重視される。『学校』は開放施設とし、施設を一般社会の縮図とすべきである」というのである。

この様な発展の進む一方では、1934年に18歳以上21歳未満の者の「学校」収容が可能になったことにつづく、児童福祉委員会、従って少年福祉学校の刑事政策上の役割の拡大化が進行している。これをもたらした事情は、(1)1944年に制定された未成年者に対する起訴の放棄に関する法律により原則として18歳未満の犯罪少年は児童福祉委員会が管轄するようになったこと、(2)1952年の未成年者の犯罪に対する制裁に関する法律により18歳未満の者を拘禁に付することを禁ずると同時に、未成年者(21歳未満の者)に対し懲役、拘禁にかえて児童福祉法にもとづく矯正保護教育(skyddsuppfostran)に付するためその者を児童福祉委員会に送致するのをみとめたこと、(3)18歳以上21歳未満の犯罪少年は通常少年拘禁に付されるのであるが、前に少年福祉学校での処遇歴のあるときおよび犯罪が反社会的態度の一徴表としてあらわれているときにはその者を少年福祉学校に収容できるようになったことによって刑事司法の対象であった少年が少年福祉学校の領域に入り込んで来た一方、児童福祉の領域においては、(1)少年福祉学校送致の前提である公的保護のための措置決定が、他のすべての保護措置が無効なときおよび少年の個人的な条件から措置決定が必要なときの二つの場合に最終的手段としてのみ執行できること、(2)また仮に公的保護のための措置決定はなし得ても13歳未満の者は少年福祉学校には収容できず、知能指数70以下の精神薄弱者は精神薄弱者施設に、精神障害者は精神病院の児童室に各々収容され、結局少年福祉学校に収容される者は大部分非行(アルコール嗜癖、麻薬嗜癖、性的放縦女子、浮浪、犯罪)少年となって来ているということである。この二つの事情により、少年福祉学校の刑事政策的な側面がよりきわ立って来たのである。

このようにして、従来拘禁を科せられていた少年が少年拘禁の対象となり、少年拘禁の対象とな

っていた少年が少年福祉学校の対象となり、少年福祉学校の対象となっていた少年は児童福祉委員会の他の措置の対象へと変化して来たともいえるのである。

この様な状況の下に一方では、精神科医との協力の下に精神病質的な少年を収容して治療処遇を提供する特殊な施設としてロクストナの少年刑務所が生み出された。他面少年刑務所の特徴であった収容期間の不定期化は現実には一年という最低の期間に固定化して来ており、しかも少年拘禁を受け少年刑務所に収容された少年は、少年拘禁を好まず、むしろ通常の短期の自由刑を好ましいとする傾向を見せているという。

こうして、処遇対象者の変化に刺戟されて、少年刑務所も少年福祉学校も各々変化の渦中にあるように思われる。少年福祉学校についていえば1960年の児童福祉法の改正によってその条件付釈放の制度が廃され施設外処遇に重点を置いた改正がなされており、また少年拘禁については1962年の刑法改正では実現されなかったが、これを protective training と名称を変えることも提案されている。

さて、沿革的には、右に見て来たように18歳未満の非行少年については少年福祉学校が、18歳以上21歳未満の非行少年については少年刑務所と少年福祉学校とが非行少年の状況に応じて、各々処遇を行なっているのであるが、その内容については次節で見ていきたい。【慶応義塾大学法学研究会発行「法学研究」第44巻第8号より、同会の許可を得て転載】

## スウェーデンの都市計画の諸問題 (2)

≡都市にはまず緑地帯を……≡

Urban planning: "The green areas are the first to be compromised in most cities……" "Sweden Now" Vol. 5 No. 7-8 より訳出

新しい地域社会に住まねばならない家族たちが、自分たちの意見を述べる機会が少しもないという不平に関して、その真相というのは、住宅あせん事務所の外で列をなして並んで待たされている人たちには、より好みがちでできないということである。かれらは新しい住宅を提供されるのである。しかし Shärholmen のような地域に関して、根本的な決定がいくつかなされるのであるが、それは地上に何らかの形が建て始められるにはまだ4、5年は間があるという頃なのである。しかも未来の住民の約半数は、その時はまだストックホルムにさえ居ないのである。だから一体どうしてかれらに聞くことなどできようか。もしかれらをそこに住まわせることができるとすれば、理論的にはかれらの意見をいろいろ尋ねて、「あなたが4年後に住もうとされるストックホルム郊外地区で、あなたはどんな事がお気に入りでしょいか。」などと質問することもできようが、こんなばかな質問なんてあったものではない。もちろん答を聞くなどのもつての外である。

われわれがやるべきことは、のぞみ通りにうまく機能をはたしていない問題や事実、また人びとが最近の開発において期待している問題や事実などに留意することである。

(Gäran Sidenbladh, スtockホルム都市計画局長)

非常に広い土地を持ちながら住民の少ないスウェーデンのような国——総人口はニューヨーク市の人口以下である——が高層アパートを建てるべきだという方策を主張しているというのは、私にとってはふしぎに思われる。Vällingby のような初期開発の所では、もっと横に広がった低い建築物であった。地下鉄駅に行くには時間が余計かかったかも知れないが、10分や15分歩くことは大部分の人を疲れさせることにはなるまい。それに全体の環境がよかったのである。さて、今われわれは人口稠密な郊外センターを意図しているのである。

この背後にある考えは、あらゆる便宜施設を各家庭の戸口まで普及させて、郊外に都会の雰囲気を完全にとり入れるということである。しかし本物の都会を創り出すにはもっと長い時日を要するのである。ストックホルム外辺の新しい高層住宅の発展は、都市の利点もなければ、郊外の利点も持ち合わせていないのである。それらは結局どっちつかずの得体の知れないものなのである。

(Björn Lindberg, インテリア設計家)

私はストックホルム周辺の古い郊外地区に住んでいるが、そこは大部分が一世帯住いの家屋である。そこは多くの新開郊外地区のように、ただ若い家族が住むだけでなく、いろいろな家族が程よく交り住んでおり、しかも近隣同志よく知り合っているのである。そこは子供たちを育てあげるにはすばらしい場所である。子供たちは自分の家の裏庭で遊ぶことができるし、しかも近所近辺に広い空地がある。私には、多くの新開郊外地区に見かけるような大きなアパートの中で子供が暮すということは、全くぞっとする思いである。そして時には、その地区にある二、三のユースセンターは、青年たちが飲酒を覚えたり、麻薬を経験してみたりする所になっているのであるが、その主な原因は若者たちの退屈の結果ということなのである。そこは不毛な、人為的な場所である。もし私がそこに住まねばならぬとしたら、私は死ぬほうがましだと思っている。

(Gudrun Wedsberg, 秘書, 二児の母)

共同社会計画のねらいは、人びとの生活を満足感で満たすことでなければならない。しかしわれわれの都市を計画する建築家は、事実上社会学の訓練も経ていないし、また、物質的な面のみに関係を持たない。そして政治家となると、ただ科学技術者と経済学者の言に耳を傾けるだけである。

(Lennart Nilsson, 大学生)

過去40年間に、他国からの設計家に及ぼしたス

ウェーデン都市計画の影響は広範囲にわたり、また有益なものであった。1930年代からスウェーデンの建築家と設計家たちは、大規模な住宅問題と都市拡張の問題に、明快且つ新鮮な解決策を進展させ始めた。そしてそれは間もなく外国の観察者たちの注意をひき感嘆させたのであった。ここで最初に開発されたデザイン概念と建築細目とは、他のあらゆる場所での設計計画中に現われはじめてきた。ヨーロッパを見学して廻ってゆく設計家たちが、スウェーデンに立寄るということは、今では欠くことのできない、そして非常に見甲斐のある貴重な体験とされているのである。

(John W. Reys, 大学教授, Cornell 大学 都市地方計画部)

都市中心部の給湯設備のないアパートに住みなれた老人たちにとって、ストックホルム周辺の郊外にある新アパートは偉大なものに相違ない。しかし若い人たちにとっては、それはぞっとするようなものである。かれらは地下鉄駅とか新聞売店のあたりをぶらついたりする以外には全く何もすることがないからである。ただそれだけのことである。(Owe Gustafson, グラフィック・デザイナー)

ある人びとがとがめていることだが、われわれはストックホルム地区において、買物とかまた他の新しい地区の商業状況などに、ただ興味を持っているだけだというのは、全く真実のことではない。われわれの関心は全体的環境であって、それは正しい住宅供給とか学校、レクリエーション施設などを含むものである。もし環境が良くなければ、人はそこには住みつかないであろうし、またそんな所にある工場に労働者を得ることは困難であろう。そして結局はわれわれの大部分がまたそこに住むのである。

(Sven Lindström, スtockホルム商工会議所)

私個人としては、ストックホルムに現在よりも車の数がふえることは好ましいとは思えないのである。むしろ車の数は減少する方が良いであろう。しかしストックホルム地区のほとんどあらゆる地点から市内に行くには、車による方が他の公共輸

送機関によるよりも早く着くのである。公共輸送は大ぜいの人を乗せなければならないから、急速にということは不可能である。電車は客を乗せるためには停車が必要なのである。

現在、市内中心部へ通勤する人びとの約30%は車を使用し、70%が公共機関を利用している。このような形の車の往来は従来増加しつづけてきたのであるが、しかしもしこれから更に増加があるとしても、それは緩慢な形で現われるであろう。従来、人びとが車でただ仕事にだけ来て又家へ帰るといような事はすべきではないという政策がとられていたのである。しかしかれらも車で市内へ、例えば買物などのために来ても良いのは当然のはずである。

市の中心には車の乗入れの禁止されている小区域がいくつかある。そして歩行者天国の道路は多分、数を増してくることであろう。しかしストックホルム中心部においては、完全な車輛禁止はできにくい事である。このような事がらに關しては、いくら独裁的にやってもやり過ぎることはないのである。

(Björn Lindfeldt, スtockホルム地区交通企画部)

地区計画において我われが直面する最も驚くべき問題というのは、ストックホルム、イヨッテボリイ、Malmö などの大都市地区に加速度的に高まる経済活動の集中ということである。それらの都市は、自分の町では適当な職場を見つけるチャンスのない教養ある若者たちを全部集めているように思われる。

我われは最も重要な目標の一つとして、各地方の均衡のとれた発展と大都市の成長率の緩和とということを目指しているのである。

政府はまた、ストックホルムから雇用員たちを外部に移すことによって、行政官庁のいくつかを分散させようと試みている。元来、3万人の人びとを一つの特定期域、スウェーデン中央部 Örebro の地方に移すということが言いだされていた。この意とする所は、この地方をストックホルムに代るものとして築きあげようということであった。しかし現在はわずか人 6,000 の人びとがまず手は

はじめとして移される予定であり、かれらは一地域に集中される代りに国中にばらまかれることになるであろう。ストックホルムの発展ということへの効果は少いであろうと私は考えるのである。

最高度の地方計画とは、自然界計画、土地利用計画、交通計画、社会計画および経済計画の完成を目標とすべきものである。そして専門的計画者の主な任務の一つは、私の見る所では、政治家たちを教育することである。国家的レベルの政治家も、地方的レベルの政治家も共に計画に関しては無知に近い。そしてそのかれらが最後の決を下す人たちなのである。(Erik Wirén, スtockホルム工科大学教授, 地域計画)

われわれは、人びとがくつろぎを感じるような都市環境を望むものである。魅惑的な外観を持つ建物を建てたり、人びとが買いに買いまくるショッピング・センターを作ったり、あるいはますます車を入りこませて空気汚染のもとになるハイウェイを建設したりすることによっては、くつろぎの環境など生れ出るものではない。買物の目的とか、仕事への往復のためなどに使用される車は、都市から完全に追放されるべきである。

ほとんどの都市計画において、まっ先に処理してゆかなければならない問題は、緑地帯のことである。公園から数平方メートルをさくということ、いかにもたやすい事である。アパートを人びとから奪うということとは異なるから、人びとに住宅をあたえなければならぬなどと気を使う必要はないし、店の所有者や他の事業家連をおびやかす心配もない。かくして少しずつ、公園や他の緑地帯をとりあげ、それを道路や駐車場にむけるのである。

「生きている都市」というのは、人びとが市場で物を売り、公園では音楽や歌が流れ、子供たちは車にひかれる心配もなく通りを行き来できるところなのである。

ストックホルムは5に対して9という割合で事務所つとめの人の町になりつつある所で、少数の人が夜、映画やレストランに行く位のものである。その他の時間は町の中心部では全く死んだように静まりかえっている。われわれは、人びとが住み

且つ働くことのできる完全な都市をのぞんでいるのである。それが活気のある生きている都市にすることのできる唯一の道である。

われわれは又、ストックホルム、イヨッテボリイ、マルメのような少数の優秀地区にすべての人を寄せ集めることには不賛成である。おそらく都市計画者や政治家たちは、実際に地方に行って人びとを連れてくるようなことはしないが、かれらは経済上の目的の為には、あらゆるものが大グループとなって構成されなければならぬということに信じているように思われるのである。

(Johan Zatterman, 公務員, Alternative City, (環境グループ)メンバー)

専門立案者は、社会的、経済的および環境の問題に関する十分な説明を提供することができなければならない。このような報告は、われわれがいかなる種類の社会に着眼すべきかを、政治的に論議するための基準となり得るであろうが、残念ながらこれらの問題は、非常に多くの場合、確認さえなされないものである。

もしあなた方が、ストックホルムとその周辺の計画がどのように進展するかということに目を向けるならば、あなたは経済機構が発展の動力となっていることがわかる。そして、立案して社会を動かすところの体制は、人びとが新しい公営住宅団地に移り住んでからは、かれらにその環境を変えることは不可能にさせてしまうのである。

(Jan Strömdahl, 建築家)

私の妻も私も子供たちも、みな郊外生活を好んでいる。ファシユタの施設は完全であり、ショッピングセンターに行けば何でも買える。また、周辺の環境はわれわれを楽しませてくれる。何ともすばらしい事である。夏ともなれば近くの湖ではボート漕ぎや泳ぎが楽しめるし、森の中の散歩も良いものである。冬はまた明るいスキー路があり、回転滑降の丘がある。ストックホルムへは地下鉄で20分で着くが、われわれはそこへ行く必要もないくらいである。

(Stig Winlof, 技師)

## スウェーデン短信

Brief notes of Sweden

### 1971年前半期の貿易収支は大巾黒字

Swedish foreign trade balance swings from big deficit to big surplus in the first half of 1971.

1971年前半期のスウェーデンの輸出総額は199億5,000万クローナ（約1兆3,933億5千万円）に対し、対前年比15%増となった。輸出量は1970年同期と比較して8%増、輸出価格は6%上昇した。

これに対し輸入総額は、179億2,700万クローナ（1兆2,548億9千万円）で、対前年比1%減少した。輸入量は6%減少し、輸入価格は前年同期に対し6%上昇した。

この前半6ヶ月の貿易の結果は11億6,700万クローナ（816億9千万円）の黒字となり、これに比べ1970年同期は14億6,100万クローナ（1,022億7千万円）の赤字であった。

輸出で量の増加した項目をみると、食糧品、木材および自動車であり、パルプの輸出は減少した。輸入で減少したものは、鉱石および金属スクラップ、鉄および鋼鉄、非鉄金属、輸送設備などであった。

### 貿易相手国の大手は英国、西ドイツ

Swedish main trading countries are England & West Germany.

1971年前半期の外国貿易で、EFTA諸国への輸出は18%上昇して86億7千万クローナ（6,069億円）増となり、EEC諸国へのそれは15%上昇して52億4,500万クローナ（3,671億5千万円）増となった。一方総額で1%減少した輸入のうち、EFTA諸国からの輸入は2%上昇して69億1,200万クローナ（4,838億4千万円）増、EEC諸国からのそれは5%減少して58億4,900万クローナ（4,094億3千万円）減少となった。英国は全輸出品の13.9%を引き上げてひきつづきスウェーデン最大の輸出マーケットになっており、一方、西ドイツはスウェーデンの全輸入の18.6%を供給して最大の商品提供国になっている。アメリカとの交易では、輸出は30%上昇して13億1,900万クローナ（923億3千万円）となり、輸入は1%減少して8億800万クローナ（565億6千万円）となっている。

東ヨーロッパ諸国への輸出は8%減少して7億6,400万クローナ（534億8千万円）となり、輸入は1%減少して8億800万クローナであった。開発途上国との貿易は、輸出が6%減少して15億

2,400万クローナ（1,066億8千万円）、輸入は3%上昇して18億3,500万クローナ（1,284億5千万円）であった。

### 増加する失業へ政府の対策

Swedish government scheme to combat rising unemployment.

今年8月半ばに、スウェーデンで失業と登録されている人々の数は統計により53,200人を越えていることが分った。

政府はこのほど、約8億クローナ（560億円）の費用を投じて、この冬、雇用を刺激するための計画を公表した。これによって、約4万人の人々に仕事を与えるか、または訓練を施すことができるものと推定されている。

またこの計画には、中央政府および地方政府におけるいくつかの建設計画で予定よりも早く開始する追加住宅事業の開始と、以前には緊急リストに載っていなかった建設計画分も着手することが含まれている。これと同時に、労働市場委員会は失業者に対する大規模な訓練および再訓練を実施する予定である。

### 合理化が進むスウェーデン農業

The rationalization of Sweden's agriculture is in progress.

スウェーデン農業連盟がその年次報告でのべているところによれば、スウェーデンにおける耕作地帯の全面積は1961年の330万ヘクタールから1970年には303万ヘクタールへと減少した。

同じ期間中、スウェーデン国内での農業事業数は完全に3分の1減少して15万5,400になったと同報告はのべている。ただし、各事業の単位が小さなものから大型化するという顕著な傾向がみられた。可耕地面積30ヘクタール以下の農場数は、1961年の21万3,000から1970年には13万へと減少し、一方、30~100ヘクタールまたはそれ以上の農場は、1万9,000から2万5,000へと増大した。

### 民間・軍用共用の飛行コントロール・システム

A Plan for joint civil-military air control.

専門家による委員会が行なった提案によると、スウェーデンにおけるすべての民間および軍用の飛行活動は、新しい航空安全統制委員会によって統合されることになり、航空コントロール・システムは、約3億8千万クローナ（26兆円）の経費をかけてオーバーホールされる予定である。

スウェーデンの空港における交通量は1975年までに50%増加し、70年代の終りまでには2倍になっているものと推定される。空中はすでに混雑し

ており、1963～68年の間に約70件もの空中衝突事件が報告されている、と同委員会は述べている。このうち軍用機が関連しているのは10%に過ぎない。

この新しい委員会は、スウェーデンにおける全ての空中活動を統合し、現在は空中の飛行路だけをコントロールしているが、その代りに全国の空のすべてをコントロールする予定である。

空中での交通コントロール・システムは、現行のものよりもより高度に自動化され、すべての主要着陸用滑走路は標準化される予定である。命令は、コード化されコンピューターに入れられるので、誤解および誤認は減少するものと考えられている。

### 商業用原子力発電所が稼働を開始

Sweden's first full scale nuclear plant starts production.

スウェーデンで最初の商業用原子力発電所として出力440 MWのオスカーシュハムスヴェルケット(Oskarshamsverket)発電所が稼働を開始した。スウェーデン東海岸のシンペヴァープ(Simpevarp)にあるこの発電所は、9つの市および私企業の発電業者のコンソルチウムであるOKGが所有するものである。

発電所の運転はまず30MWで開始され、次第に増大されて今年末までに350 MWに高められ、1972年中には最大出力の440 MWに達する予定。

このプラントの主要建設者は、原子力発電所の建設を専門とする半官半民の会社アセア・アトム社であり、タービン装置類はストール・ラバル社、建設業務はアルメラド・ベトング社が担当した。

出力約580 MWの第二番目のプラントも、このオスカルスハム用に計画されており、1974年に稼働に入る予定。1980年代までの計画によれば、さらに4ヶ所の原子力発電所を追加して、この10年間に全出力数を約5,000 MWまで高めることになっている。

### 190 MW の地域暖房用タービン

Innovated district heating

ストール・ラバル社は新設計の地域暖房用タービンを、1974年末までに中部スウェーデンのオレブプロ市の市立発電会社に納入する予定である。この装置は、交流発電機としては106MWの出力、地域暖房用としては190 MWの出力を有する。設計はストール・ラバル社の船用スチーム・タービンをもとに行なわれた新しいもので、同社はこの分野における世界での指導的立場にあると言われている。

このオレブプロ・タービンは、衝動タービンタイ

プのもので、1個の共通した外壁の中に部分調整機を備えた高圧タービンと、スチームの流れの方向とが対向の中間低圧タービンを入れたものでできている。この設計によって、中を流れるスチームの圧力が、タービンの外壁にかかることがなくなるという。

## 受刑者のストライキ

Hungerstrike in prison

昨年5月エステルオーカー刑務所の受刑者が自分達に対する処遇に抗議して断食ストライキを行なったことに端を発し、他の施設に収容されている1,200人が同情ストに入った。その後エステルオーカーの受刑者代表団は矯正保護庁との交渉を要求し、これに2,600人(スウェーデンの全受刑者は5,000人という)の受刑者が結集した。これを背景に受刑者は11月に受刑者代表中央組織(FFCO)を組織し、社会復帰を促進する処遇を求めて12月までに2回の交渉を矯正保護当局と行なった。12月の第2回目の交渉では受刑者の要求を整理するための小委員会が双方の代表者3人ずつで構成された。

小委員会は受刑者の要求を次の12項目にまとめ上げた。

- (1) 受刑者代表団は施設内で自由に行動する
- (2) 手紙の検閲の廃止
- (3) 面会時間1週6時間に延長し、個室で面会させる。
- (4) 休暇と休暇の間の期間を短縮(現在は4月毎に72時間)と収容後第1回の休暇までの期間の短縮(現在は10ヶ月～1年)
- (5) 労働と学習との平等化
- (6) 報酬の引上げと平均化
- (7) 一般人と同様に本を借出せるように図書館設備の改善
- (8) psychologistが施設内で活動する実際的可能性を作り出す。
- (9) 外人受刑者を特別扱いしない。
- (10) 単独拘禁の廃止
- (11) 受刑者が贈り物を受取れるようにする。
- (12) FFCOを交渉当事者として認め、代表は相互に又は報道機関と接触をとれるようにする。

一方矯正保護当局は、(1)交渉態度をもっとおだやかにすること。(2)矯正施設からの麻薬の追放の2点を要求した。

小委員会は71年1月に作業を完了し、1月11日に中央交渉が矯正保護庁と全国8ヶ所の矯正管区(11頁へつづく)

# 税 犯 罪 問 題

Skattebrott i Sverige

顧 問 小 野 寺 信

Makoto Onodera

最近スウェーデンでも、脱税が大問題になっている。申告もれの所得が、どれだけあるか不明であるが、恐らく30乃至40億クローナ(2,100億乃至2,800億円)に達するだろうといわれている。従ってこれによる脱税額は15億クローナ(1,000億円)ということになる。

統計はすこし古いが、1964年の所得申告のときの罰金を課せられたものは、4,880人あったが、そのうち740人は、申告をごまかしていた。

なお、罰金を課せられたものの35%は企業主(農業経営者を含む)、60%は職員、5%は自由職業者であった。

以上の所得額は2,590万クローナ、財産所得460万クローナで、脱税額1,020万クローナに相当するものであった。

1966年の納税業績を見ると、申告を修正させられたものは、全申告数の37%、そのうち62%は追徴金を納めさせられた。換言すれば、全申告納税者の5人につき1人が、過少申告者であったということになる。

国税庁の監察部では、若干の業種例えば、ミンク皮商、建築設計技術者、公告宣伝会社について調査を行なった。その結果、ミンク皮商には70%、残りの2業種には40%の追徴金が課せられた。

[納税者の4分の1は虚偽の申告者]

脱税調査の参考に資するために、中央統計局で、世論調査を実施したとき、調査の対象となったものの28%は、何かの機会に、過大な控除を行ない、または特別所得を過少に申告していることが判明した。

解答者の70%は、今の限界税率を高すぎると見ている。そして78%は、納税犯罪は厳罰に処すべきものと主張し、申告を間違えたものは、寛大に取扱うべきものとの意見である。

虚偽の申告をしたものに対する刑は、懲役3年

以下または最高脱税額の5倍の罰金となっている。しかし1965—67の3年間に、税法違反に問われたもの11,928名のうち、11名を除き全員罰金刑で済んでいる。裁判所側の意見は、この種犯罪に対する罰金の金額は、外のものに比べて低くすぎることだ。

税法違反調査委員会は、改正と刑罰加重の方針の下に次の趣旨の意見書を提出している。

虚偽の申告を、納税詐偽とする。

税犯罪に対しては、罰金刑の代りに、苦役(日数)刑を採用する。

軽税犯に対しては、地方税務当局は、不足税額に対して2乃至20%の加算税を付する悪質の税詐偽に対しては、懲役を現行最高2年から6年にする。悪質税犯の時効を5年から10年に伸長する。

政府は税犯に関する法律改正案を秋の国会に提出することになっている。

司税職員は1970/71年の会計年度中に150名増員され、1971年1月から税務機関の改編が行なわれる。管理(Kontrollstyrelsen)局、国税局、中央徴税局(Centrala folkbokförings-och uppbringningsnämnden)等は廃止されて、仕事は一切中央機関すなわち国税庁に移管される。

[問題点]

- 1) 立法、司法、一般世論とも、税犯に対する態度は厳しくなった。
- 2) しかし裁判所は、税犯を他の経済犯罪よりも軽く見る傾向がある。
- 3) 一部の業種特に自由業者と企業主には、所得をごまかすチャンスが多い。
- 4) 高率課税は、税犯への誘惑になるとともに、労働報酬のために、非課税方式を採る傾向を産む。
- 5) しかし、スウェーデンの現状では、税道徳向上のためには、監視摘発が絶対に必要である。



Antena

1970年代に入ってGNPの功罪がいろいろと論じられてきた。結局、経済成長優先主義はやめ、国民福祉優先に政策の転換をはかるべきだというのが世論の潮流である。

そこでスウェーデン研究の重要さも増したと考えられるが、一方では、スウェーデンへのきびしい批判もではじめている。その一つは、スウェーデンがこのごろ、経済的困難に見舞われはじめたと伝えられることから、イギリスと同じで福祉国家は結局生き残れないとする立場であり、もう一つは、福祉国家への志向はよいとしても、スウェーデンびいきの人たちによってユートピア化され、誤ったスウェーデンのイメージが信じこまされているからこれを現実に戻す必要があるとする立場である。

こうした批判には考えさせられる一面がある。しかし詳細に検討してみると、多くはつぎのような矛盾を含んでいることに気づく。一つに、それが福祉政策との厳密な因果関連において論じられておらず、多くの憶測や飛躍を伴って

ることである。第二に、事実認識の誤りである。第三に、社会的構造の日本との相異をかえりみない比較が行われていることである。第四に、われわれがスウェーデンを福祉国家としてとらえる場合、これを高度に抽象化ないし概念化し、一定のモデルや枠組を構成してそこから改めて現実の構造的諸側面を把握し直そうとするため、マイナス面は積極的な形をとって現われてこない。そのことが「ユートピア化」と誤解されていることなどである。

この事実はわれわれに新しい責任を喚起している。一つは、スウェーデンが抱え込んでいる現実の困難をも忠実にフォローし、福祉政策との因果関連を明らかにすること、第二は、仮に福祉国家が経済的な基盤において弱いものであるにしても、志向を同じくする国家相互の緊密な協力によってそれを超克しうる可能性を明らかにすること、第三は、予期せざる社会的結果をくわしく分析し、それをコントロールする新しい方法の発見に努めることなどであろう。

(八 幡 一 範)

(9頁よりつづき)

から選出された代表との間で開かれた。この交渉の後、矯正保護庁のC・H・エリクソン氏は、「FFCOを交渉団体として認めるかどうかについてはまだ答えられない。それは、FFCOがどのような態度を示すかによってきまる問題である。しかし我々は受刑者が団結することに反対はしない。受刑者は団体を作る自由をもっている。そして我々は今まで受刑者との討議をうけ入れて来たのである」といっている。

以上は雑誌「Vi」の記事からの要約であるが日本ではおおよそ考えられないことであり、その後の様子も知りたいと思う。(J.S.)

## LOの第回18大会開かる

18th Swedish trade union congress.

スウェーデン労働組合連合会(LO)は、第18回大会をこの9月に開催した。

1966年の前回大会からみると、会員は11万5000人増えて168万に増加した。全体のうち48万5000人が女性である。組合同志の統合合併によって、全国的な組合の数は38から29へと減少し、今年末

までに27にさらに減るものと想定される。

1965年~70年の間に、産業界での労働者の総賃金は53%上昇している。このうち男性は51%、女性は62%がそれぞれ増加している、という。賃金の実質増加は24%、男性22%、女性31%であった。

## インドに穀物用サイロ建設援助

Sweden finances silo project in India.

スウェーデンと国際開発協会(IDA)は、穀物用サイロの資金援助としてインドに対し、総額1,000万ドルの開発用クレジットを与えることを認可した。スウェーデンおよび国際開発協会は、この総額1,600万ドルの計画に対し、それぞれ500万ドルずつ寄与する。

この計画には、それぞれ2万トンの容量をもつ穀物用サイロ10基、容量1万トンの貯蔵用プラント10基の建設が含まれている。これらはインドの北東部にある小麦生産地域に設置される。この建設には現代的な建設法が用いられ、計画の完成は1974年中の予定である。この計画には、インド人技術者の訓練、インドにおける穀物貯蔵法、流通システムの研究が含まれている。

## 【新着資料】

### 経 済

1. Edgren, Faxén, Odhner  
Lönebildning och samhällsekonomi  
賃金形成と社会経済
2. SOU 1970 : 71  
1970 års långtidsutredning  
Södersten  
Svensk ekonomi
4. Leif Lewin  
Planhushållningsdebatten  
経済計画論争
5. KF Kooperativ information  
Bra att veta.  
Svensk Konsumentkooperation 1969  
1969年のスウェーデン消費者協同組合
6. Handelshögskolans Kompendienämndi  
Artikelsamling i Nationalekonomi

### 社 会

1. Hans L. Zetterberg SOU 1969 ; 2  
Om sexuallivet i Sverige  
Värderingar, normer, beteenden i  
sociologisk tolkning

スウェーデンにおける性生活について、社会的解釈による評価

2. Harald Swedner  
Socialvård och samhällsförändring  
社会福祉と社会的変化
3. SAF-LO : s arbetsgrupp för jämlikhetsfrågor Från partkongressen 1969 : Alva Myrdals föredragning och Kongressens beslut 社民党1969年会議から SAF-LO の平等問題研究グループの報告
4. Edmund Dahlström  
The Changing Roles of Men and Women  
男女の変わりゆく役割
5. Lennart Press  
Den nya lagstiftningen  
新立法
6. Göran Persson  
Luftförorening och luftvård  
大気汚染と大気保全  
Hans-Ancker Holst  
Rädda miljön  
En analys och ett handlingsprogram  
環境を守れ—分析と措置計画

## 【活動メモ】 Activities

### ◆研究会活動 Study Meeting

9・18 老人問題研究会「日本の老人問題」講師森幹郎氏(厚生省老人福祉専門官)

◆日瑞往来 Persons to and from Sweden  
9・5 佐藤節子会員(青山学院大助教授)はルンド大学で2ヶ年の研究生活を終えて帰国。

10・7 スタッフン・ヤンソン氏は言語学研究のため日本学術振興会の奨励研究員として夫人とともに来日、約1ヶ年間滞日する。同氏は4年前、スウェーデン社会研究所の創立に参画、夫人は日本人。

10・10 日瑞基金スウェーデン側会長アルネ・ベルグレン氏が1週間来日し、関係方面と打合せおよび意見交換を行なった。

10・24 松前重義会長(東海大学総長)は、クリスティーナ王女並びにカール皇太子殿下来日のご好意にお礼を申上げるためストックホルムを訪問3日間滞日する。

10・28 植村甲午郎氏(経団連会長)および堀越禎三氏(同副会長)は訪欧に際し、スウェーデンに立寄る。

10・28 スウェーデン消費協同組合連合(KF)会長ガーナー・ヘツラー氏、同国際部長ヘルゲールンドベルイ氏が全購連の招きで約10日間滞日する。

### ◆今年第2回スウェーデン語講習会 The Swedish language classes

今年第4回目(通算第16回)のスウェーデン語講習会が10月11日から開講した。今回の受講者数は初級52名、中級23名、上級11名。今回までの初

級受講者総数は延636名となった。

受講者層の内訳は、学生15%、研究者20%、サラリーマン30%、近くスウェーデン訪問20%、その他15%となっている。男女比率は4対6である。また、スウェーデン語を学ぶ動機・理由は、研究上必要20%、語学的関心35%、近い将来スウェーデン訪問20%、余暇、教養のため20%、その他5%。

この講習会は各クラスとも8週間、週2回、80分単位の講義が行なわれている。毎年4回開催され、次回は来年1月20日前後に開講の予定。電話か葉書で申込んでおくと開講前に案内書を送ってもらえる。受講料は5,000円、教科書代1,400円。

### ◆最近のスウェーデンに関する主な論文

Recently Printed materials on Sweden

俵孝太郎「スウェーデン研究」週刊ポスト9月17日号 小学館

西三郎「北欧(スウェーデン)の医療制度」メジカルリーダー、1971・6月号、メジカル・ビュー社

岡沢憲夫「スウェーデンの経営者団体」オールビジネス 1971・9号、政経通信社

坂田仁「スウェーデンの少年刑務所と少年福祉学校」法学研究第44巻第8号、慶応通信。

### ◆アメリカでハマースホルド大学設立計画

アメリカから最近帰国した東大新聞研究所の小沢善雄氏によれば、前国連事務総長の故ダグ・ハマースホルドを記念して、アメリカにハマースホルド大学設立計画案が有志の手で作られ、目下財団による資金集めの運動が始められているという